第３３回福島地方労働審議会　資料1

令和２年度福島労働局行政運営方針

最重点施策及び重点施策の進捗状況について

令和2年10月20日

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
福島労働局

目　次

〇新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 ・・・・ 1

〇労働行政の最重点施策

１　魅力ある職場づくりの推進 ・・・・13

２　東日本大震災からの復興支援 ・・・・23

〇労働行政の重点施策

１　労働基準担当部署の重点施策 ・・・・31

２　職業安定担当部署の重点施策 ・・・・39

３　雇用環境・均等担当部署の重点施策 ・・・・62

４　労働保険適用徴収担当部署の重点施策 ・・・・65

〇地方行政の展開に当たり留意すべき基本的事項 ・・・・68

※日付が記載されていないものは、令和2年9月末現在の数値である。

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （1） 特別労働相談窓口の開設	・ 本年2月14日から、労働局及び各労働基準監督署・各ハローワークに新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開設し、相談内容に応じて事業主や労働者からの相談に対応した。

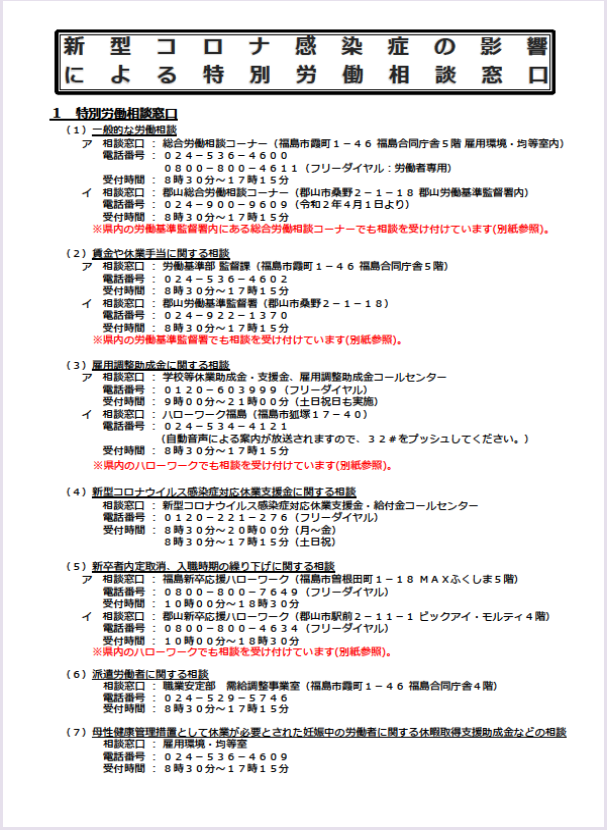

新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口

1 特別労働相談窓口

（1）一般的な労働相談
ア 相談窓口：総合労働相談コーナー（福島市霞町１－４６ 福島合同庁舎５階 雇用環境・均等室内）
電話番号：０２４－５３６－４６００
０８００－８００－４６１１（フリーダイヤル：労働者専用）
受付時間：８時３０分～１７時１５分
イ 相談窓口：郡山総合労働相談コーナー（郡山市桑野２－１－１８ 郡山労働基準監督署内）
電話番号：０２４－９００－９６０９（令和２年４月１日より）
受付時間：８時３０分～１７時１５分
※県内の労働基準監督署内にある総合労働相談コーナーでも相談を受け付けています(別紙参照)。

（2）賃金や休業手当に関する相談
ア 相談窓口：労働基準部 監督課（福島市霞町１－４６ 福島合同庁舎５階）
電話番号：０２４－５３６－４６０２
受付時間：８時３０分～１７時１５分
イ 相談窓口：郡山労働基準監督署（郡山市桑野２－１－１８）
電話番号：０２４－９２２－１３７０
受付時間：８時３０分～１７時１５分
※県内の労働基準監督署でも相談を受け付けています(別紙参照)。

（3）雇用調整助成金に関する相談
ア 相談窓口：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
電話番号：０１２０－６０３９９９（フリーダイヤル）
受付時間：９時００分～２１時００分（土日祝日も実施）
イ 相談窓口：ハローワーク福島（福島市狐塚１７－４０）
電話番号：０２４－５３４－４１２１
（自動音声による案内が放送されますので、３２＃をプッシュしてください。）
受付時間：８時３０分～１７時１５分
※県内のハローワークでも相談を受け付けています(別紙参照)。

（4）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関する相談
相談窓口：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話番号：０１２０－２２１－２７６（フリーダイヤル）
受付時間：８時３０分～２０時００分（月～金）
８時３０分～１７時１５分（土日祝）

（5）新卒者内定取消、入職時期の繰り下げに関する相談
ア 相談窓口：福島新卒応援ハローワーク（福島市曽根田町１－１８ ＭＡＸふくしま５階）
電話番号：０８００－８００－７６４９（フリーダイヤル）
受付時間：１０時００分～１８時３０分
イ 相談窓口：郡山新卒応援ハローワーク（郡山市駅前２－１１－１ ピックアイ・モルティ４階）
電話番号：０８００－８００－４６３４（フリーダイヤル）
受付時間：１０時００分～１８時３０分
※県内のハローワークでも相談を受け付けています(別紙参照)。

（6）派遣労働者に関する相談
相談窓口：職業安定部 需給調整事業室（福島市霞町１－４６ 福島合同庁舎４階）
電話番号：０２４－５２９－５７４６
受付時間：８時３０分～１７時１５分

（7）母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の労働者に関する休暇取得支援助成金などの相談
相談窓口：雇用環境・均等室
電話番号：０２４－５３６－４６０９
受付時間：８時３０分～１７時１５分

（8）両立支援助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」に関する相談
相談窓口：雇用環境・均等室
電話番号：０２４－５３６－４６０９
受付時間：８時３０分～１７時１５分

（9）小学校休業等対応助成金、小学校休業等対応支援金に関する相談
相談窓口：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
電話番号：０１２０－６０３９９９（フリーダイヤル）
受付時間：９時００分～２１時００分（土日祝日も実施）

（10）学校等の臨時休業に伴う病気休暇等の特別休暇導入に関する相談
相談窓口：働き方・休み方改善コンサルタント（※）（雇用環境・均等室内）
電話番号：０２４－５３６－４６０９
※就業規則の整備支援等を行っています。企業訪問によるコンサルティング（無料）が利用できます。
受付時間：８時３０分～１７時１５分

2 労働相談以外の相談窓口
厚生労働省の電話相談窓口 ０１２０－５６５６５３（フリーダイヤル）
受付時間：９時００分～２１時００分（土日祝日も実施）

厚生労働省 福島労働局

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （1） 特別労働相談窓口の開設	（ア） 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談 労働局及び各労働基準監督署内の総合労働相談コーナーにおいて、個別労働紛争に係る労働相談を受け付け対応した。 （イ） 新型コロナウイルス感染症の影響による賃金や休業手当に関する相談 労働局及び各労働基準監督署において相談を受け付けるとともに、労働基準法等関係法令に基づいて対応した。 （ウ） 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金等に関する相談 厚生労働省が設けた専用のコールセンター、各ハローワーク及び労働局・雇用調整助成金等事務センターにおいて、制度及び申請手続き等について説明した。 （エ） 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する相談 本年7月10日から開始された新たな制度であるため、厚生労働省が設けた専用のコールセンター及び各ハローワークにおいて、制度及び支給申請手続き等について説明した。 （オ） 新卒者内定取消、入職時期の繰り下げに関する相談 県内2か所の新卒応援ハローワーク及び各ハローワークにおいて、今春から入職予定であった新卒者等及び雇用予定の事業所からの入職時期の繰り下げ等の相談を受け付けるとともに、その回避等に向けて対応した。 （カ） 派遣労働者に関する相談 派遣先から予期せぬ労働者派遣契約の解除などが行われ、労働契約も解除されてしまった派遣労働者からの相談を受け付けるとともに、労働者派遣法に基づき対応した。

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （1） 特別労働相談窓口の開設	（キ） 母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の労働者に関する休暇取得支援助成金などの相談 妊娠中の労働者や事業主からの母性健康管理に係る相談に対し、事業主に義務づけられた措置を説明するとともに、本年６月から新たに設けられた休暇取得助成金の案内と、同助成金を活用した有給の休暇制度の導入を勧奨した。 （ク） 両立支援助成金介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」に関する相談 既存の両立支援援助成金介護離職防止支援コースに「新型コロナウイルス感染症対応特例」が本年６月から創設されたため、制度及び申請手続き等についての相談に対応した。 （ケ） 小学校休業等対応助成金、小学校休業等対応支援金に関する相談 本年３月に創設された新たな制度であるため、厚生労働省が設けた専用のコールセンター及び労働局において、制度及び申請手続き等についての相談に対応した。 （コ） 学校等の臨時休業に伴う病気休暇等の特別休暇導入に関する相談 学校等の臨時休業に伴い影響を受ける労働者からの有給の休暇制度の相談を受け付けるとともに、同制度の導入及び助成金活用の働きかけを行った。 （10月６日現在　働きかけ7件実施） ○ 相談件数（2月14日～10月６日） 合計17,327件 主な相談内容：雇用調整助成金12,838件、休業1,555件、 保護者の休暇取得支援（助成金）465件、 解雇・雇い止め401件、賃金306件 主な業種：製造業2,906件、飲食業1,807件、卸売業・小売業1,040件、 宿泊業594件、医療福祉539件 相談者数：合計16,836人 主な属性：事業主11,509人、社会保険労務士2,295人、労働者2,157人

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （2） 雇用調整助成金の特例の周知・申請の受け付け	（ア） 雇用調整助成金にかかる周知広報 新型コロナウイルス感染症の影響は、当初より宿泊業、飲食業、観光業などに対し甚大であり、こうした業種の中にはこれまで雇用調整助成金の利用経験がない中小零細企業が多いと想定された。 このため、雇用調整助成金の制度の周知が行き渡るよう、以下により周知活動を強力に実施した。 a 幹部職員による周知広報依頼 金融機関・経済団体・各種団体を訪問し、周知協力依頼や相談会の開催依頼を行った。 【主な訪問先】 〇経済団体等…福島県商工会議所連合会、福島県中小企業団体中央会、福島県経営者協会連合会 等 〇金融機関等…福島県銀行協会、福島県信用金庫協会、福島県信用組合協会、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、日本政策金融公庫福島支店 等 〇各種団体…福島県社会保険労務士協会、福島県よろず支援拠点 等 b ハローワークにおける周知広報 補正予算による申請相談員を多数配置する等により、ハローワークの窓口相談の充実を図った。 また、社会保険労務士を雇用調整助成金等アドバイザーに委嘱し、助成金相談会への参加、事業所訪問による申請支援を実施した。（34回[9月末現在] ） （イ） 申請の受付・審査状況 急激な支給申請件数の増加に対応するため、新たに雇用した申請相談員及び労働局内各方面の所属職員による応援体制を敷き、審査体制の強化を図った。

行政運営方針（別紙）

P4からつづく

（2） 雇用調整助成金の特例の周知・申請の受け付け

上半期の主な取組

（ウ） 支給申請・支給決定状況（令和2年10月7日現在）

〇雇用調整助成金……支給申請件数　16,845件
　　支給決定件数　15,076件

〇緊急雇用安定助成金…支給申請件数　4,723件
　　支給決定件数　4,329件

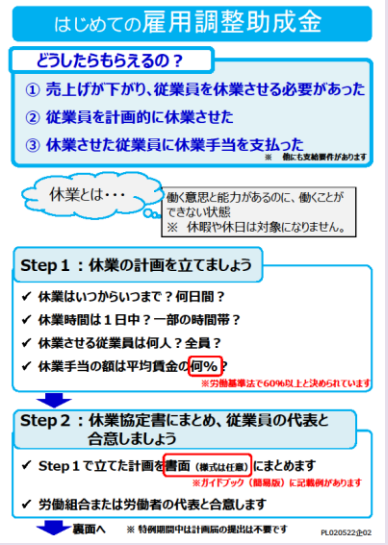

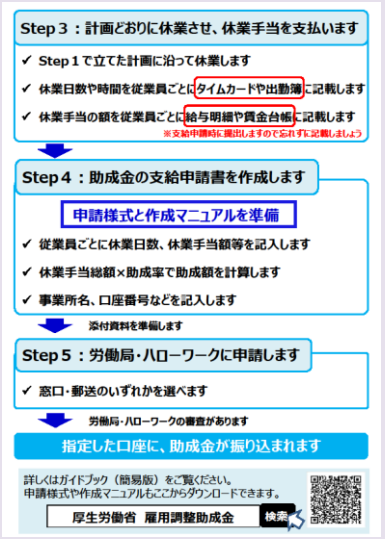

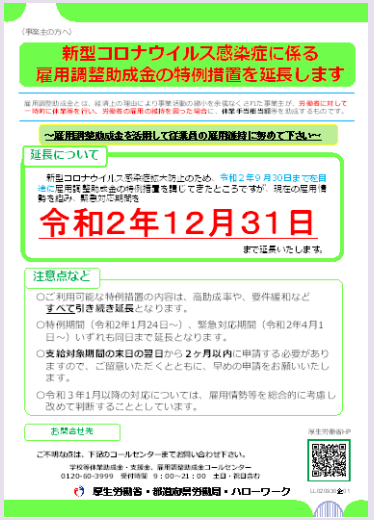

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （3） 求職者へのきめ細やかな就職支援等の実施	（ア） 求職者に対する職業相談等 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために最大限の取組が必要な状況が続く中、求職者に対する職業相談・職業紹介については、できる限り来所を求めることなく、電話による職業相談、通信紹介、紹介状の郵送等により実施した。 （イ） 重点的な支援が必要な求職者への職業相談 事業活動の縮小等により離職を余儀なくされた求職者や、事態の長期化により経済的に困窮し、早急に就職を希望する求職者が増加するおそれがあることから、ハローワークの相談窓口における重点的な支援が必要と判断される方については,本人の意向を踏まえつつ、感染予防対策を徹底のうえ、相談窓口における対面での職業相談を行った。 （ウ） 早期再就職支援コーナーでの支援等 事業活動が急激に縮小した事業所等に雇用されていた労働者であって、早期再就職の意欲が高く支援が必要な方は、積極的に早期再就職支援コーナーに誘導し、就職支援ナビゲーターによる就職支援プログラムを実施した。 （エ） 住居・生活支援窓口での支援等 離職等により住居・生活支援が必要となる求職者については、住居・生活支援窓口に誘導し、相談支援等を実施するとともに、早期再就職支援コーナーと連携し適切な支援を行った。 （オ） 関係機関等との連携 利用者から新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や労働条件引き下げ等の相談があった際は、労働基準監督署や特別労働相談窓口を案内・誘導する等連携を図った。 なお、早期再就職支援コーナー及び住居・生活支援窓口での職業相談等の中で、利用者から新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整等の情報を得た場合は、ハローワークから労働局内関係部署に情報共有を図った。

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （4） 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の周知、申請受け付け	（ア） 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設・周知広報 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者からの申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する新たな支援策が本年６月12日に創設されたため、利用方法等を労働局ホームページに掲載し各ハローワークにおいても周知した。 （イ） 申請書類の受付・審査体制 申請書類の審査等を実施する新型コロナウィルス感染症対応休業支援金・給付金集中処理センターを本年７月１日に設置し、受付審査を開始した。 現在、センター長以下60名の体制としているが、労働局職員においてもシフト制を敷き駐在し、新規雇い入れ職員の指揮・指導を行いつつ、申請書類の審査を中心に行うなど、労働局を挙げての応援体制を構築し、迅速な支給決定手続きを行っている。 （ウ） 新型コロナウィルス感染症対応休業支援金・給付金支給申請・支給決定状況 （令和２年10月５日現在） 〇支給申請件数3,798件 〇支給決定件数2,386件

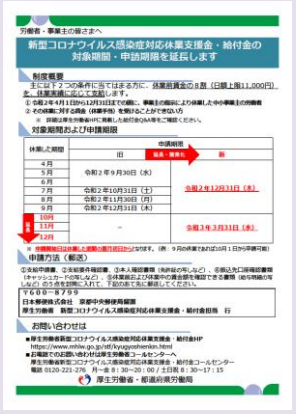

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （5） 母性健康管理措置の周知、助成金の申請受け付け	（ア） 母性健康管理措置及び休暇取得支援助成金の創設・周知広報 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、妊娠中の女性労働者の適切な母性健康管理を図るため、事業主が講ずべき措置が本年5月に規定され、6月には妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度を導入し取得させた事業主向け助成金が創設された。これらを経済団体等に対しメールにより周知するとともに、労働局ホームページ及び各労働基準監督署・ハローワークにおいて周知した。 a 経済団体等への周知依頼 経済団体等へ傘下企業への周知を依頼した。 b 医師会等への周知依頼 福島県医師会、福島県産婦人科医会、福島県助産師会あて会員への周知を依頼した。 c 地方公共団体等への周知 県、市町村等へ広報誌等を通じた周知を依頼した。 （イ） 支給申請・支給決定状況 （令和2年10月12日現在） 〇支給申請件数 19件 〇支給決定件数 17件
（6） 両立支援等助成金介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」の周知、申請受け付け	（ア） 両立支援等助成金介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」の創設・周知広報 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備するため、介護のための有給の休暇取得制度を設け社内に周知し休暇を取得させた事業主向け助成金が創設され、経済団体等に対しメールにより周知するとともに、労働局ホームページ及び各労働基準監督署・ハローワークにおいて周知した。 （イ） 支給申請・支給決定状況 〇支給申請受理件数 0件

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （7） 小学校休業等対応助成金及び 小学校休業等対応支援金の周知	（ア） 小学校休業等対応助成金及び小学校休業等対応支援金の創設・周知広報 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者に有給の休暇を取得させた事業主への助成金及び小学校等の臨時休業等により契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする方への支援金が、本年３月に創設された。これらを経済団体等に対しメールにより周知するとともに、労働局ホームページ及び各労働基準監督署・ハローワークにおいて周知した。 （イ） 支給申請・支給決定状況（全国計） 〇小学校休業等対応助成金（令和２年10月２日時点） 申請件数 約119,200件 支給決定件数 101,965件 〇小学校休業等対応支援金（令和２年10月２日時点） 申請件数 約25,000件 支給決定件数 20,096件

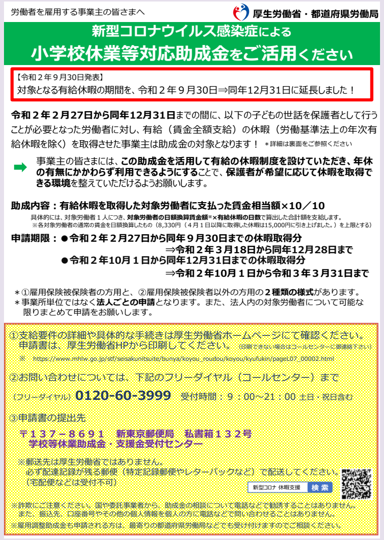

労働者を雇用する事業主の皆さまへ　厚生労働省・都道府県労働局

新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応助成金をご活用ください

【令和２年９月30日発表】
対象となる有給休暇の期間を、令和２年９月30日⇒同年12月31日に延長しました！

令和２年２月27日から同年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！ ＊詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆さまには、**この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにする**ことで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境**を整えていただけるようお願いします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10
具体的には、対象労働者１人につき、**対象労働者の日額換算賃金額**※×**有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。
※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円（４月１日以降に取得した休暇は15,000円に引き上げました。）を上限とする）

申請期限：●令和２年２月27日から同年９月30日までの休暇取得分
⇒令和２年３月18日から同年12月28日まで
●令和２年10月１日から同年12月31日までの休暇取得分
⇒令和２年10月１日から令和３年３月31日まで

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**２種類の様式**があります。
＊事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）
※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで
（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：９：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出先
〒１３７－８６９１ 新東京郵便局 私書箱１３２号
学校等休業助成金・支援金受付センター

※郵送先は厚生労働省ではありません。
必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。
（宅配便などは受付不可）
新型コロナ 休暇支援 検索

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。
※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

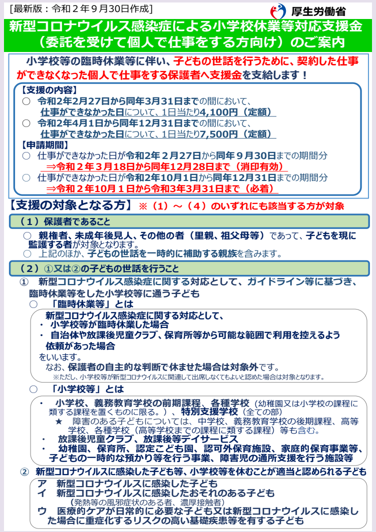

[最新版：令和２年９月30日作成]　厚生労働省

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】
○ **令和2年2月27日から同年3月31日まで**の間において、
仕事ができなかった日について、1日当たり**4,100円（定額）**
○ **令和2年4月1日から同年12月31日まで**の間において、
仕事ができなかった日について、1日当たり**7,500円（定額）**

【申請期間】
○ 仕事ができなかった日が**令和2年２月27日**から**同年９月30日**までの期間分
⇒令和２年３月18日から同年12月28日まで（消印有効）
○ 仕事ができなかった日が**令和2年10月1日**から**同年12月31日**までの期間分
⇒令和２年10月１日から令和3年3月31日まで（必着）

【支援の対象となる方】 ※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

（1）保護者であること
○ **親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護する者**が対象となります。
○ 上記のほか、**子どもの世話を一時的に補助する親族**を含みます。

（2）①又は②の子どもの世話を行うこと
① **新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども**
○ **「臨時休業等」とは**
新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
・ **小学校等が臨時休業した場合**
・ **自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合**
をいいます。
なお、**保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。
※ただし、小学校等が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
○ **「小学校等」とは**
・ **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、**特別支援学校**（全ての部）
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
・ **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
・ **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**
② **新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども**
ア **新型コロナウイルスに感染した子ども**
イ **新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども**
（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
ウ **医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども**

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （8） 働き方改革推進支援助成金の特例（テレワークコース、職場意識改善特例コース）の周知、職場意識改善特例コースの申請受け付け	（ア） 働き方改革推進支援助成金の特例（テレワークコース、職場意識改善特例コース）の創設・周知広報 新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した事業主を支援するため、2つのコースが設けられた。これらを経済団体等に対しメールにより周知するとともに、労働局ホームページ及び各労働基準監督署・ハローワークにおいて周知した。 テレワークコースは専用のテレワーク相談センターにおいて、職場意識改善コースは労働局において申請の受付をし、交付決定等を行った。 （イ） 職場意識改善特例コースの交付申請受理・支給申請受理及び交付決定・支給決定状況 〇交付申請件数　154件　〇交付決定件数　86件 〇支給申請件数　50件　〇支給決定件数　30件 ※ テレワークコースの件数は公表されていない。

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （9） 労働保険料等の納付猶予制度の周知、申請受け付け	（ア） 納付猶予制度の周知 ａ 災害猶予 新型コロナウイルス感染症の影響により、全積極財産（負債を除く資産）の概ね20%以上に損失を受け、納付すべき労働保険料等が、その損失を受けた日以後１年以内に納付すべきものについて申請書が提出された場合、１年以内の範囲内で猶予される制度が、本年３月から適用されたため、経済団体等に対しメールにより周知するとともに、労働局ホームページ及び各労働基準監督署・ハローワークにおいて周知した。 ｂ 特例猶予 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年２月以降の任意の期間（１か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、令和２年２月１日から令和３年１月31日までに納期限が到来する労働保険料等について申請書が提出された場合、１年間猶予される制度が、本年４月に創設されたため、労働保険事務組合に対し文書を発出し、経済団体等に対してはメールにより周知するとともに、労働局ホームページ及び各労働基準監督署・ハローワークにおいて周知した。また、令和２年度労働保険年度更新申告書にリーフレットを同封し送付した。 （イ） 申請受け付け状況 70事業場（災害猶予1事業場、特例猶予69事業場）

行政運営方針（別紙）	上半期の主な取組
新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応 （10） 派遣労働者の雇用の安定のための取組	（ア） 派遣元事業主への要請 労働者派遣契約の中途解除等があった場合の派遣労働者の雇用維持について、派遣元事業主に対し、雇用調整助成金等の活用とともに要請を行った（４月、５月、６月、８月の４回）。 （イ） 派遣元事業主への調査指導 派遣元事業所に対して、派遣契約中途解除・契約不更新の有無について調査を行い、派遣労働者の雇用安定措置について指導を行った。
（11） 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の要請	（ア） 労使団体等への要請 労使団体や業種別事業主団体などの経済団体に対し、各事業場におけるチェックリストの活用等、職場における感染予防、健康管理の強化を要請した。 （イ） 要請数 132団体に対し3回実施（４月、５月、８月）
（12） 中小企業等への配慮、労働基準関係法令の周知徹底等	（ア） 事業場への啓発指導 感染症の影響による大量整理解雇等が行われるおそれがある事業場に対し、労働基準関係法令等の未然防止、賃金不払等の早期解決を図るため、啓発指導を実施した。 （イ） 啓発指導件数 183件

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 1　魅力ある職場づくりの推進 （1）　働き方改革の推進 　ア　長時間労働の是正に向けた取組の推進	（ア）　生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援 a　労働基準監督署の労働時間相談・支援班による支援 各監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」において、36協定の適正化を含む労働時間制度全般に関し窓口指導を行うとともに、長時間労働の削減に向けた自主的な取組を促進するため、各監督署の労働時間相談・支援班員による労基法等の改正内容を含めた説明会や事業場に対する個別訪問による細やかな相談・支援を継続的に実施している。 〇説明会実施回数　23回　　〇個別訪問支援件数　265件 b　福島働き方改革推進支援センターの設置 令和2年4月より「福島働き方改革推進支援センター」（委託先：福島県社会保険労務士会）を設置し、電話・メール、来所相談、セミナー等を実施し、働き方改革の周知や改正法の内容、関係助成金について浸透を図っている。 c　セミナーによる周知 下記日程で開催する「魅力ある職場づくり推進セミナー2020」において、働き方改革推進支援センターが、センターの支援内容や働き方改革関係助成金について説明を予定している。 〇10月15日　郡山市　　〇10月29日　いわき市 〇11月12日　福島市　　〇11月25日　会津若松市 d　働き方改革を支援するための「働き方改革推進支援助成金」及び「業務改善助成金」の周知 ・助成金一覧表を作成し、労働局ホームページに掲載した。 ・商工会議所、商工会等とのネットワークを活用し、助成金のリーフレット及び活用事例を送信し、傘下の企業への周知を図った

行政運営方針	上半期の主な取組
P13からつづく ア　長時間労働の是正に向けた取組の推進	（イ）　長時間労働につながる取引環境の見直し 働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のための改善指導及び監督指導等において、下請中小企業等の労働基準関係法令の背景に、親事業場の下請代金遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等違反が疑われる場合には、その通報趣旨を丁寧に説明の上、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に通報することとしている。（上半期について該当なし） （ウ）　年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 年次有給休暇の取得義務化の周知に加え、時間単位の年次有給休暇の導入促進を図るため、労働基準監督署、公共職業安定所等の関係行政機関及び各商工団体、魅力ある職場づくり推進協議会関係団体等あてポスター及びリーフレットを送付し、年次有給休暇の有効活用及び取得しやすい環境の整備を図るよう通知をした。 また、柔軟な働き方がしやすい環境整備等に関するさらなる取組を企業トップに働きかける労働局幹部による企業訪問時に、直接企業にリーフレットを手交することにより、年次有給休暇の更なる取得促進を図った。

行政運営方針	上半期の主な取組
P14からつづく ア　長時間労働の是正に向けた取組の推進	（エ）　関係機関と連携した取組の推進 ａ　福島県雇用対策協定 福島県と連携を図りながら、働き方改革に関する支援についての周知広報・啓発に取り組んだ。 ○第１回福島県雇用対策運営協議会の開催　（４月　書面にて開催） ○第２回福島県雇用対策運営協議会の開催　（９月　書面にて開催） ○局長の県内の主要企業トップへの訪問　　７社（今後、県幹部同行予定） 訪問後、当該企業の先進的な取組を当局HPで紹介した。 HP掲載企業数　７社 ｂ　魅力ある職場づくり推進協議会・作業部会の開催 政労使を構成員とする魅力ある職場づくり推進協議会の開催（11月12日予定）に向けて、10月５日に作業部会を開催し、各構成員の取組と現在の目標の進捗状況及び新たな目標について確認した。 ｃ　商工会議所、商工会等とのネットワークの活用 商工会議所、商工会等とのネットワークを活用し、毎月、働き方改革等の労働局内の各種情報を送信し、傘下の企業への周知を図っている。

行政運営方針	上半期の主な取組
P15からつづく ア　長時間労働の是正に向けた取組の推進	（オ）　自動車運送業、建設業における勤務環境の改善 ａ　自動車運送業 ・（公社）福島県トラック協会と連携し、同協会主催のセミナーにおいて、運送事業者に対し、改正労働基準法の内容を含む労働時間に関する法制度等の理解の促進のための集団指導を実施する予定としている（10月）。 ・「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」において、トラック運転者の長時間労働等の改善に向けた環境整備に取り組む予定としている（開催時期については調整中）。 ｂ　建設業 建設業協会支部から建設事業者の状況やニーズを把握した上で、第3四半期を中心に、各支部単位で、労働時間に関する法制度の説明に加えて、各種助成金や働き方改革の取組事例の紹介等、建設事業者の自主的な取組を支援する集団指導の実施を予定している。 （カ）　長時間労働の是正に向けた監督指導等の実施 ・各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対し監督指導を実施している。 〇監督指導件数　113件 ・令和元年度「過重労働解消キャンペーン」における過重労働重点監督結果を公表した。（6月） ・令和2年度「過重労働解消キャンペーン」において、長時間労働の是正に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行うこととしている。（11月） ・過労死等防止対策推進シンポジウムを福島市で開催を予定している。（11月）

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 1　魅力ある職場づくりの推進 （1）　働き方改革の推進 イ　雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	（ア）　パートタイム・有期雇用労働法の中小企業への適用（令和3年4月1日）への支援（再掲） 下記日程で開催する「魅力ある職場づくり推進セミナー2020」において、「パートタイム・有期雇用労働法」について説明を予定している。 〇10月15日　郡山市　〇10月29日　いわき市 〇11月12日　福島市　〇11月25日　会津若松市 （イ）　商工団体への周知 商工会議所・商工会とのネットワークを活用し、パート・有期雇用労働法、関連情報を送信し、地域の中小企業への周知を図っている。
ウ　パワーハラスメント防止対策の推進	・　パワーハラスメントを防止するための措置が事業主に対して令和2年6月から大企業に義務付けられたこと、また、中小企業については令和4年4月から義務化されることから関係機関と連携し、「魅力ある職場づくり推進セミナー2020」を県内4会場で実施する。 〇10月15日　郡山市　〇10月29日　いわき市 〇11月12日　福島市　〇11月25日　会津若松市

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 1　魅力ある職場づくりの推進 （2） 正社員希望者・若者の就職支援と職場定着に向けた取組 ア　福島県正社員転換・待遇改善実現プランに基づく施策の推進	・ 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進のため、平成28年度に策定した「福島県正社員転換・待遇改善実現プラン」（計画期間：平成28年度～令和2年度）に基づき、正社員就職等の実現に向けた取組を推進した。 【令和2年度目標】 〇ハローワークによる正社員就職・正社員転換数　18,611人 〇ハローワークにおける正社員求人数　84,040人 a　正社員就職件数（令和2年8月末現在） 正社員求人に応募するメリットの説明や求職者担当者制や応募書類の作成指導等のきめ細やかな職業相談の取組等により、4,800人が就職した。 b　キャリアアップ助成金の活用による正社員転換数（令和2年8月末現在） キャリアアップ助成金を活用して、有期契約から正規雇用等に転換した労働者は93人となった。 ※目標進捗率（a＋b）　26.3%（4,893/18,611） c　正社員求人数（令和2年8月末現在） 正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により、30,338人分の正社員求人を受理した。 ※目標進捗率（C）　36.1%（30,338/84,040） 【参考】令和元年度 〇正社員就職・転換数・・・実績14,861人（目標18,611人） 〇正社員求人数・・・・・・・・実績85,243人（目標84,040人）

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 1　魅力ある職場づくりの推進 （2） 正社員希望者・若者の就職支援と職場定着に向けた取組 イ　ユースエール認定企業制度の普及拡大	（ア） 制度の周知広報 ・7月と8月に開催した就職面接会において、参加事業所241社に対しユースエール認定制度に関するリーフレットを配付した。 ・東邦銀行との包括連携協定により、県内の東邦銀行各支店において、ユースエール広報冊子「福島のユースエール認定企業」を配架した。 （イ） ユースエール認定に向けた事業所への認定勧奨 ・ハローワーク窓口において、求人受理等の機会を捉えて認定勧奨を実施した。 ・労働局における事業所訪問時に、本制度の説明および認定勧奨を実施した。 （ウ） 認定状況 〇認定企業数・・・44社（令和2年8月末現在） （平成27年度：1社、平成28年度：4社、平成29年度10社、 平成30年度：17社、令和元年度：11社、令和2年度：1社） ※認定数は全国1位（令和2年8月末現在）
ウ　労働関係法令違反を繰り返す求人者からの求人不受理の取組	・　労働関係法令に違反した事業所からの求人を不受理とすることにより、新卒採用時のトラブル防止を図った。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 1　魅力ある職場づくりの推進 （2） 正社員希望者・若者の就職支援と職場定着に向けた取組 エ　職場定着支援	（ア） 就業継続サポートプラン ハローワークでは、安心して安定的に働き続けられる魅力ある職場づくりを行う事業主支援として「若年者」「障害者」「メンタルヘルス不調者」「疾患を抱える従業員」「育児・介護をする者」を雇用する事業主が抱える雇用継続について、助言指導を行っている。 〇助言指導件数　404件（令和2年8月末現在） 若年者172件、障害者152件、メンタルヘルス不調者35件、 疾患を抱える従業員3件、育児・介護をする者43件 （イ） キャリアアップ助成金の活用 非正規雇用労働者の待遇改善や正社員転換等の実施の支援として、労働局ホームページへ掲載し、周知している。 〇キャリアアップ助成金活用状況（令和2年8月末現在） 計画書受理件数　112件 申請件数　143件 支給決定件数　62件 （ウ） 人材育成支援の周知 従業員のスキルアップを図るための在職者訓練や中小企業等の生産性向上に向けた支援として、生産性向上支援訓練を労働局ホームページで周知している。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 1　魅力ある職場づくりの推進 （3）　女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援の推進 ア　女性の活躍推進	（ア）　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出義務のある企業（労働者数301人以上）に対し届出及び公表を確実に実施するよう文書を送付した。 ○　届出状況　対象企業　168社中168社 （届出率100%） （イ）　えるぼし及びプラチナえるぼし認定制度の周知 女性活躍推進法に基づく事業主認定（えるぼし認定）制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施した。 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業所について、「えるぼし」認定制度の認定に向け、申請に関心のある事業所については 取組促進への支援を行った。 ○　申請状況　認定2社（えるぼし認定） 公益財団法人湯浅報恩会 社会福祉法人すこやか福祉会 ○　報道実績　地元紙2社 （ウ）　助成金の活用 女性活躍加速化助成金について、労働局ホームページに掲載し周知している。 （エ）　セミナーの開催 下記日程で開催する「魅力ある職場づくり推進セミナー2020」において、改正女性活躍推進法について説明を予定している。 ○10月15日　郡山市　○10月29日　いわき市 ○11月12日　福島市　○11月25日　会津若松市

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 1　魅力ある職場づくりの推進 （3） 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援の推進 イ　仕事と家庭の両立支援	（ア） 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の計画期間が終了した企業に対し、計画更新するよう促す文書を送付した。 ○　文書送付件数　89件 （イ） くるみん・プラチナくるみん認定制度の周知 次世代育成支援対策推進法に基づく事業主認定（くるみん・プラチナくるみん認定）制度について、労働局幹部による企業訪問において認定制度の説明・申請勧奨を実施した。 くるみん認定の取得意向を把握した企業に対し、訪問による申請勧奨を実施した。 併せて、認定企業について、認定通知書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動を展開した。 ○　申請状況　認定3社（くるみん認定） 社会福祉法人育成会 社会福祉法人多宝会 社会福祉法人郡山福祉会 ○　報道実績　地元紙2社 （ウ） 助成金の活用 両立支援助成金について、労働局ホームページに掲載し周知している。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 2　東日本大震災からの復興支援 （1）　復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策 ア　原発での廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策	（ア）　監督指導等 〇実施状況　1～6月　監督指導実施件数164件、うち、違反件数93件 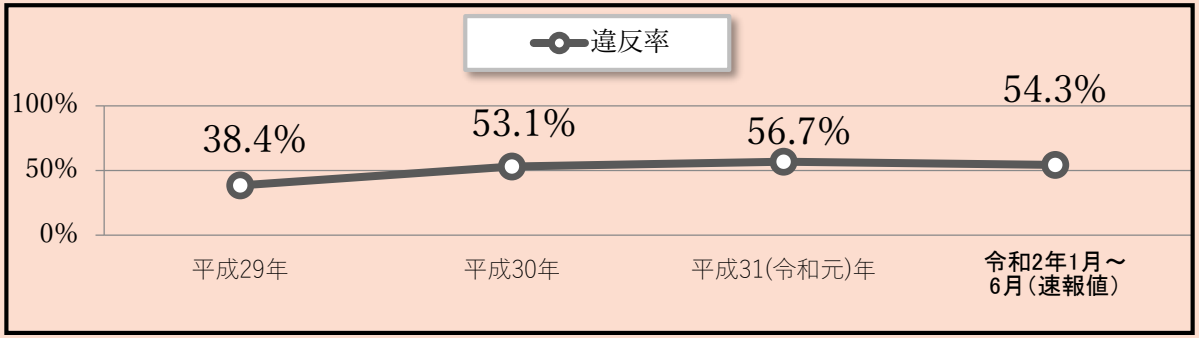 （イ）　放射線管理計画の届出等に基づく指導 提出された放射線管理計画及び放射線作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導している。 〇令和2年度上期　放射線管理計画　受理件数　2件 〇令和2年度上期　放射線作業届　受理件数　187件 （ウ）　関係機関等との連携 ・東電及び元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請した。（6月） ・「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席した。（6月） ・福島県危機管理部原子力安全対策課との合同パトロールにより必要な指導等を実施した。（9月）

行政運営方針	上半期の主な取組

労働行政の最重点施策

2　東日本大震災からの復興支援

（1）　復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

イ　除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策

（ア）　監督指導等

除染作業に係る監督指導、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に係る監督指導を実施している。

○除染作業に係る監督実施状況　1月～6月
監督指導実施件数20件、うち、違反件数9件

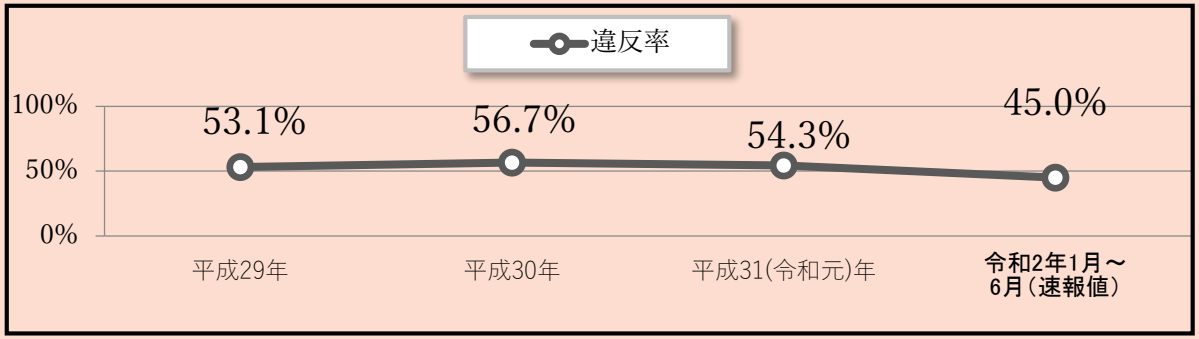

※平成29年、30年の数値は、汚染土壌等の搬入・搬出業務を行う事業場数も含む。

○汚染土壌等の搬入・搬出業務等に係る監督実施状況　1月～6月
監督指導実施件数85件、うち、違反件数44件

年	平成31（令和元）年	令和2年1月～6月（速報値）
違反率	66.7%	51.8%

行政運営方針	上半期の主な取組
P24からつづく イ　除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策	（イ）　除染等の作業届に基づく指導 提出された作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導している。 〇令和2年度上期　作業届　受理件数　　65件 （ウ）　「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進 除染等業務に携わる従事者の被ばく線量などの情報を一元的に管理する「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加について、元請事業者に対する監督指導時等にパンフレットを活用し、周知等を実施している。 （エ）　関係機関との連携 ・発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請した。（4月、8月） ・県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。（7月） ・福島地方環境事務所、福島県との合同パトロールにより必要な指導等を実施した。（7月、8月） ・環境省福島地方環境事務所主催の「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」の総会（7月）や講話会（8月）において、福島地方環境事務所発注工事の元請事業者に対し、労働災害防止（法令順守、高齢者対策等）について取組の強化を要請した。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 2　東日本大震災からの復興支援 （1）　復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策 ウ　中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策	（ア）　監督指導等 中間貯蔵等での事故由来廃棄物等の処分業務に係る監督指導を実施している。 〇実施状況　1月～6月　監督指導実施件数51件、うち、違反件数34件 （参考） 各施設等の稼働等の状況 ＜中間貯蔵施設関連＞ 中間貯蔵施設は8つの工区に分けて建設が進められ、2020年3月より全工区にて稼働を開始した。 受入・分別施設は9施設、土壌貯蔵施設は8つの工区で稼働中である。 ＜減容化施設＞ 減容化施設は7施設が稼働である。 （イ）　関係機関等との連携 環境省福島地方環境事務所と連携し「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催し、中間貯蔵施設関連事業の元請業者による取り組み事例発表及び事例検討を行い、安全管理水準の向上、自主的な安全衛生活動の推進を図った。（9月）

年	平成31（令和元）年	令和2年1月～6月（速報値）
違反率	66.2%	66.7%

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 ２　東日本大震災からの復興支援 （１）　復旧・復興に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保対策 エ　原発での廃炉作業・除染作業等業務における違法派遣対策	（ア）　原発での廃炉作業における違法派遣対策 東京電力主催の研修会において、偽装請負や違法派遣防止の啓発活動を実施した。 （イ）　労働者派遣事業所に対する定期指導 原発での廃炉作業等に労働者派遣している派遣事業所を重点とした、定期指導を実施した。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の最重点施策 2　東日本大震災からの復興支援 （2）　復興に向けた就労支援 　ア　避難県民の帰還のための就労支援の推進	（ア）　福島県との連携による支援 　福島県と雇用対策を効果的かつ一体的に実施し、震災からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上に取り組んでいる。 〇第１回福島県雇用対策協定運営協議会の開催（令和２年４月書面開催） 〇第２回福島県雇用対策協定運営協議会の開催（令和２年９月書面開催） （イ）　市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援 　避難者が帰還を希望する場合の就職等を支援する「福島雇用促進支援事業」について、関係市町村からの人材確保・人材育成ニーズを踏まえて、下記事業を実施した。 〇人材獲得セミナー、各種資格講習等を行う「企業向け雇用確保に係る事業」（10事業） 　企業型出張セミナー：26社、308人（8月末までの実績）　他 〇職業相談、各種技能講習等を行う「求職者向け就職支援に係る事業」（８事業） 　避難者等職業相談事業：590人（8月末までの実績）　他 〇職場体験実習事業：18社　20人（8月末までの実績） 〇合同就職面接会（7/10川俣会場：10社、22人　9/18郡山会場：40社、94人（予約））

行政運営方針	上半期の主な取組
P28からつづく ア　避難県民の帰還のための就労支援の推進	（ウ） 避難者に対するハローワークにおける職業相談 ・ハローワーク富岡及び広野サテライト、また、令和2年8月に再開した浪江町地域職業相談室において、避難者及び帰還者に向けた雇用支援を行った。

〇令和2年度業務取扱状況

	新規求職申込件数	相談件数	紹介件数	就職件数
ハローワーク富岡	252（242）	1,008（783）	178（216）	69（90）
広野サテライト	65（99）	282（333）	84（117）	32（43）

※令和2年8月末現在
（ ）は前年同期数

	新規求職申込件数	相談件数	紹介件数	就職件数
浪江町地域職業相談室	9	24	5	0

※令和2年8月末現在

・県内5所（福島、いわき、郡山、相双、富岡）に職業相談員（帰還者支援分）を配置し、個々の求職者の状況に応じたきめ細やかな就職支援を実施した。
〇避難者等の有効求職者数127人（令和2年8月末現在）
〇　〃　　就職者数52人

・宮城、山形、埼玉、東京、新潟及び大阪労働局管内の8所に設置された福島就職支援コーナーにおいては、帰還希望者に対して担当者制による帰還、就職支援を行った。

行政運営方針	上半期の主な取組
P29からつづく ア　避難県民の帰還のための就労支援の推進	（エ） 避難全世帯への地元情報の発信 県内外の避難者全世帯に対し、福島県の雇用情勢や就労支援事業に関する情報等を発信する「ふくしまで働く」を発行した。（夏号：6月　54,000部発行） 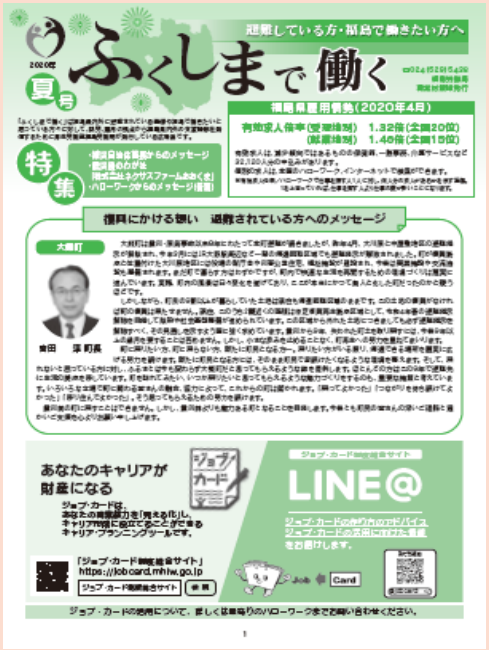 （オ） 被災地の人材確保のための公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）との連携 公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）と被災地域へ進出する企業に係る人材確保等の情報共有、及び充足に向けた対応について連携を図った。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 1　労働基準担当部署の重点施策 （1）　労働条件の確保・改善対策 ア　基本的労働条件の確立	・　県内全監督署において、管内の実情を踏まえた監督指導や集団指導を実施することにより、労働基準法関係法令や基本的労働条件の遵守徹底及び労務管理体制の確立及び定着を図った。 〇監督実施件数　　288件 〇集団指導件数　　3件 ・　解雇、賃金不払等に関する労働者からの申告については、 263件受理した。
イ　外国人技能実習生等の労働条件確保・改善対策	・　外国人技能実習生を雇用する事業場に対して監督指導を実施した。 〇監督指導件数　43事業場 ・　出入国管理機関との相互通報を実施した。 〇通報件数　5件、　回報件数　2件 ・　平成31年４月１日から出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、出入国管理機関と連携の上、特定技能外国人を雇用する事業場に対して監督指導を実施するなどにより、適正な労働条件の確保を図ることとしている。
ウ　障害者の労働条件確保・改善対策	・　全ての監督指導時において、障害者である労働者が使用されているか否かを必ず確認し、使用されている場合は、当該障害者の労働条件の調査指導を実施している。 ・　職業安定部、ハローワークで実施する精神障害者雇用促進セミナー（令和3年１月、２月に開催）において、労働基準監督署から労働基準関係法令の説明を予定している。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 （2）　最低賃金制度の適切な運営	・　7月13日に福島地方最低賃金審議会に福島県最低賃金改正について諮問、8月6日に答申を得て、福島県最低賃金798円（時間額）を2円引き上げ800円に改正決定し、10月2日発効となった。 ・　改正された福島県最低賃金について、県・市町村、事業者団体、金融機関等（計1,544件）へ周知・広報の協力を依頼した。（9月） ・　福島労働局最低賃金PR用キャラクター「サイちんKun」を用いた周知等を行った。（9月）

行政運営方針	上半期の主な取組

労働行政の重点施策

1　労働基準行政の重点施策

（3）　第13次労働災害防止計画の推進及び労働者の安全と健康確保対策の推進

ア　第13次労働災害防止計画（平成30年～令和4年）

・死亡者　5年間で15%以上減少

・死傷者　5年間で5%以上減少

福島県内の労働災害発生状況

	平成30年	平成31（令和元）年	増減
死亡者数	13	20	＋7（53.8%増）
死傷者数	2,037	1,927	＋110（5.4%減）

	令和元年 9月末	令和2年 9月末	増減
死亡者数	12	21	＋9（75.0%増）
死傷者数	1,294	1,284	－10（0.8%減）

※「死傷者数」は休業4日以上

（ア）　福島労働局　緊急死亡労働災害防止対策の実施

令和2年4月時点において、死亡災害が急増し、過去10年間で死亡災害が最も多かった平成26年と同程度の水準であり、第13次労働災害防止計画において掲げた目標からみても極めて憂慮すべき状況となったため、令和2年4月20日から8月末日までの間、「緊急死亡労働災害防止対策」として、次の事項を実施した。

〇労働災害防止団体に対する緊急要請（４月）
〇局長による建設現場安全パトロール（７月）
〇災害多発業種に対する労働災害防止指導（期間中）

（イ）　市街地における爆発災害発生に対する「災害対策本部」の設置

令和２年７月30日に郡山市内の市街地において発生し、周辺の事業所や民家等に多大なる被害を与えた爆発災害の発生に対し、同日局において「災害対策本部」及び管轄署に「現地対策本部」を設置し、災害発生状況及び原因等の調査及び被災者等からの相談窓口設置等の対応を行った。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 （3）　第13次労働災害防止計画の推進及び労働者の安全と健康確保対策の推進 イ　災害多発業種における労働災害防止対策	（ア）　建設業 ・フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用等、高所作業現場における墜落・転落災害防止対策等について重点的に指導等を実施している。 ・「緊急死亡労働災害防止対策」の一環として、東北中央自動車道の橋梁建設工事現場（伊達市）に対し、福島労働局長による安全パトロールを実施し、墜落・転落災害防止対策や熱中症予防対策を重点に指導を実施した。（7月） ・県内建設工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。（7月） ・官公庁の公共工事の施工を行う森林土木事業に関わる建設業者が参加した「林業土木技術者研修会」において、林業関連の土木工事における労働災害防止対策等について説明した。（8月） （イ）　製造業 機械災害（挟まれ・巻き込まれ災害や食品加工用機械による切れ・こすれ災害）を発生させた事業場について安全衛生業務計画に計上し、各労働基準監督署で個別指導を実施している。 （ウ）　陸上貨物運送事業 ・「荷役作業」における労働災害が全体の7割を占めており、災害防止のためには荷主事事業場の協力が必要であることから、荷主等事業場の安全担当責任者を対象に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」講習会を第4四半期に予定している。 ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部（陸災防）と連携し、安全管理士による荷主事業場に対する安全診断・改善指導の実施を第3四半期に予定している。 ・陸災防災害防止指導員会議において、労働災害の防止施策について説明した。（8月）

行政運営方針	上半期の主な取組
P34からつづく イ　災害多発業種における労働災害防止対策	（エ）　林業 ・林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部（林災防）と連携し、チェーンソーによる伐木等作業に係る安衛則の改正に関する周知等、事業者に対する労働災害防止のための指導を行っている。 ・林災防災害防止指導員会議において、労働災害の防止施策について説明した。（８月） （オ）　第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店） 社会福祉施設における労働災害が増加していることから、福島県社会福祉協議会等の関連団体に対し、社会福祉施設における労働災害防止に向けたより一層の取組について文書要請を行うとともに、リーフレット「社会福祉施設で働くみなさま 労働災害が増えています！」を配布した。（８月）
ウ　転倒災害防止のための取組	・　福島県内の労働災害のうち、全体の約4分の1を占める転倒災害について、福島局独自のリーフレット（「転ばないでね！」）を活用し、転倒災害の事例や分析結果、転倒災害防止対策等、事業主が実施すべき取組について周知している。 ・　各労働基準監督署において、転倒災害を発生させた事業場に対し、「転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書」を提出を求めるとともに、労働者が最低限守ることを示した「守ってゼロサイカード」を手渡して活用を指導している。
エ　治療と仕事の両立支援	・　病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するため、福島県、労使団体、福島県医師会、福島産業保健総合支援センター及び医療機関等で構成する「福島県地域両立支援推進チーム」を設置し、自治体等関係者とネットワークを構築し、既に行われている両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図っている。 今年度は、９月に連絡会議を開催した。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 （3）　第13次労働災害防止計画の推進及び労働者の安全と健康確保対策の推進 オ　メンタルヘルス対策等の健康確保対策	・　平成30年度に実施した「メンタルヘルス対策自主点検」（以下「自主点検」）により、福島県内における労働者数50人以上の事業場におけるメンタルヘルス対策の実施状況について把握した。取組を行っていない事業場及び自主点検に回答がなかった事業場に対しては、各労働基準監督署において個別指導を実施し、メンタルヘルス対策について指導を行うとともに、取組状況について把握を行っている。
カ　化学物質対策及び石綿ばく露防止対策	（ア）　提出された計画届や作業届の内容を審査し、実地調査を実施すること等により、石綿健康障害予防対策について指導等を実施している。 〇令和2年　　計画届　受理件数　121件 〇令和2年　　作業届　受理件数　30件 （イ）　改正石綿障害予防規則（石綿則）の円滑な施行 令和2年7月に改正石綿則に関する告示が公布され、建築物の解体等の工事を開始する前の石綿の有無の調査や労働基準監督署への届出などが義務付けられ、順次施行される予定であることから、解体工事業者や廃棄物処理業者等、関連する業界団体に対し、改正内容等について文書により周知した（8月）。 （ウ）　改正特定化学物質障害予防規則（特化則）の円滑な施行 「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）に追加され、令和3年4月1日から施行・適用されることから、金属製品製造業や建設業等、金属アーク溶接作業を行っている事業者等、関連する団体に対し周知した（7月）。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 1　労働基準行政の重点施策 （3）　第13次労働災害防止計画の推進及び労働者の安全と健康確保対策の推進 キ　高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援	（ア）「エイジフレンドリーガイドライン」の周知 高年齢労働者が安全に就労するための環境づくり等について定めた「エイジフレンドリーガイドライン」が策定されたことに伴い、周知用パンフレットを県内各災害防止団体に配布し、ガイドラインの周知を図った。（９月） （イ）　運送業における高年齢労働者災害防止のための事業の推進 陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部と連携し、「高齢労働者・荷役労働災害防止対策コンサルティング事業」（厚生労働省補助事業）の現場安全診断の受診勧奨など、を行っている。
ク　外国人労働者の労働災害防止対策	（ア）　外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について 外国人が玉掛等の就業制限業務を行うため、技能講習等を受講する機会の増加が予想されることから、県内の登録教習機関（技能講習を行う機関）に対し、令和2年3月に策定された「外国人に対する技能講習実施要領」を文書により周知し、厚生労働省が作成した外国語版の教材及び試験問題（英語 、中国語、インドネシア語 、タガログ語及びベトナム語）の提供を行っている。
（4）　労災補償対策の推進 ア　労災保険制度の適正な処理	（ア）　過労死等事案の的確な労災認定 ・過労死等事案については監督・安全衛生担当部署が連携して調査を行い、効率的に的確な労災認定に努めている。 ・石綿関連疾患に係る補償についても、認定基準等に基づく的確な労災認定を徹底している。 〇労災請求件数　　脳・心　7件、　精神　15件、　石綿　7件

行政運営方針	上半期の主な取組
P37からつづく ア　労災保険制度の適正な処理	（イ）　迅速かつ公正な保険給付を行うための事務処理等の徹底 ・管理者による管理等を徹底し、長期未決事案の発生防止に努めている。 ・相談者及び請求人へは、請求できると思われる各種保険給付について漏れのないよう懇切・丁寧な説明の実施に努めている。 ・請求書受付後約３か月を経過した事案については、請求人に対して処理状況を説明する等、懇切・丁寧な対応を実施している。
イ　相談者等への対応及び労災保険制度の周知等	（ア）　労災補償業務の効率化と人材育成 ・労災補償業務の効率化については、局において全署分の療養補償給付請求書の受付入力と一次審査を集中化して実施している。 ・今後も、日々業務の効率化を行いつつ、非常勤職員の活用、人材育成のための研修・業務支援の充実、外部委託の有効活用を用いながら業務運営をする必要があることから、これらについて積極的に取り組む。 ・研修については、ＴＶ会議により実施した。 東日本大震災後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う、電離放射線被ばくを理由とする労災請求に対しては、本省及び局署の連携を密にして対応を図っている。さらに、当該業務に従事する労働者に対しては、東京電力が実施する原発への新規入場者説明会時に、リーフレット「放射線被ばくによる疾病についての労災保険制度のお知らせ」の配布を依頼し、制度の周知を図っている。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （1）　円滑な職業紹介業務の運営による就職支援 ア　ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組	（ア）　主要指標 主要指標は、ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、特に中核業務の成果を測定する評価指標であり、当該業務の成果向上のため、①求職者担当者制を中心とした個別支援の強化、②積極的なマッチングによる求人情報の提供、③求人担当者制によるマッチングからフォローアップまでの一貫した支援等を実施した。 なお、企業説明会、面接会等については、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため積極的に実施できなかった。 【実績】 〇就職件数 年間目標数　27,361件　（前年度　29,876件） 4月～8月の実績　9,941件（進捗率36.3%）（前年同期　12,473件） 〇充足件数 年間目標数　26,420件　（前年度　29,122件） 4月～8月の実績　9,676件(進捗率36.6%)（前年同期　12,058件） 〇雇用保険受給者の早期再就職件数 年間目標数　7,530件　（前年度　7,650件） 4月～7月の実績　2,401件(進捗率31.9%)（前年同期　3,183件） （イ）　補助指標 補助指標は、ハローワークのマッチング機能に関する業務の質の向上を図るものであり、「紹介スキル向上！作戦」等により、能動的マッチングの強化に取り組んでいる。 【実績】 〇紹介率（新規求職者に対する紹介件数率（常用））　※令和2年度新規目標 年間目標値　105.2% 4月～8月の実績　97.5%（進捗率89.1%）

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （1）　円滑な職業紹介業務の運営による就職支援 イ　ハローワークシステムの刷新による職業紹介業務の強化	（ア）　システム刷新による機能強化 令和2年1月からのシステム刷新により、ハローワークインターネットサービス及びハローワークシステムの機能強化（求人者・求職者マイページの新設）が図られ、自ら就職活動を行える求職者などの利便性が向上した。 （イ）　マイページ利用の周知 マイページの開設により、求人票や求人検索条件の保存、求人申込や採否結果通知など、自分自身のスマートフォンやタブレット等で行えるため、ハローワーク窓口等でマイページ開設の利用案内やリーフレットを配架し、また、ホームページで利用方法を周知した。
ウ　公正な採用選考システムの確立	（ア）　事業主に対する公正な採用選考システムの周知啓発 高卒求人受理開始前（5月）に、各ハローワークより県内企業3,596社あてに公正採用選考関係周知用資料（リーフレット等）を送付し、公正な採用選考に関する周知啓発を行った。 （イ）　労働局ホームページへの資料掲載による周知啓発 労働局ホームページに公正採用選考関係制度に関する資料と解説動画を掲載することにより、事業主や求職者等に対する周知啓発を行った。
エ　失業なき労働移動の実現	・　ハローワークの窓口において事業主から相談があった際には、労働移動支援助成金の活用等を説明しながら適切に対応している。 ○　支給決定件数 令和元年度　5件 令和2年度（8月末現在）　3件

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （1）　円滑な職業紹介業務の運営による就職支援 オ　雇用保険制度の安定的運営	（ア）　雇用保険各種手続の電子申請率向上に向けた取組 電子申請率向上のため、雇用保険適用用窓口の受付時間を16時までに変更したこと、令和2年4月1日からの特定法人の電子申請義務化されたこと、電子申請の標準処理期間等について、労働局ホームページに掲載し、周知・広報した。また、電子申請アドバイザー等を活用した、事業所訪問等による利用促進に向けた勧奨を行った。 〇実績（令和2年8月分） 電子申請率　雇用保険資格取得届 33.4%　（令和元年8月　28.0%） 雇用保険資格喪失届 33.2%　（令和元年8月　26.1%） （イ）　雇用保険受給者の早期再就職支援の取組 雇用保険受給者の早期再就職の取組について、各ハローワークが他所の状況を相互に確認し、的確、適切な各種施策を迅速に行うことができるように、毎月のハローワーク別早期再就職状況（基本手当の残日数2/3以上で就職した者）を情報提供した。 〇実績（令和2年度7月末現在） 早期再就職件数　2,401件（前年同期3,183件）

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （2）　就職氷河期世代に対する支援	（ア）　就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームの設置 就職氷河期世代の活躍には、関係機関（福島県、経済団体等）と連携した支援が必要なため、7月10日に「就職氷河期世代活躍支援ふくしまプラットフォーム」を設置した。 ※構成機関・・・17の経済、労働、業界、支援団体及び行政機関で構成 a　第1回ふくしまプラットフォーム（7月10日書面開催） 設置要領を採択し、「就職氷河期世代活躍支援ふくしまプラットフォーム」を設置した。 b　第2回ふくしまプラットフォームの開催（9月28日開催） 今後3年間における事業の実施計画と目標値を策定した。 【目標値（KPI）】※3類型の方の正社員就職や多様な社会参加が実現に向けた目標値 〇不安定な就労状態にある者 正規雇用者を、今後3年間で4,375件以上 〇長期に渡って無業の状態にある方 地域サポートステーション支援による進路決定者を、今後3年間で750人以上 〇社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの状態にある方） 今後3年間で地域レベルのプラットフォームを県内全域に設置 （イ）　専門支援窓口の設置 令和2年4月からハローワーク福島に専門窓口（ミドルエールコーナー）を設置し、キャリアコンサルティング・生活設計・求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施している。 〇令和2年8月までの実績 【新規登録者数】118人　【相談件数】834件　【正社員就職者数】21人 【定着支援実績（第1四半期）】2名 （ウ）　不安定就労者再チャレンジ支援事業の実施 郡山地区において、成果連動型の民間委託により不安定な就労状態にある方の教育訓練、職場実習等を行い、安定就職につなげる事業を実施（7月～）した。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （3）　新規学校卒業者の就職支援 ア　新規高卒者等に対する就職支援	（ア）　福島県及び各機関と連携した就職支援 平成28年3月に締結した「福島県雇用対策協定」に基づき、若年者の雇用対策について、下記支援事業を福島県と連携し実施した。 ａ　福島県高等学校就職問題検討会議 高校生の就職活動開始時期が1か月後ろ倒しになったことにより、6月に福島県高等学校就職問題検討会議（書面会議）を開催し、今年度の応募・推薦方法等についての申合せを策定した。 ｂ　福島県新規高等学校就職促進対策会議 福島県新規高卒者就職促進対策会議（書面会議）において、6月5日付け策定された就職サポートプログラム及び早期離職防止策に基づき、各種支援策を実施した。 ｃ　求人確保要請 5月20日及び26日に、県知事・労働局長・教育長による求人確保要請を主要経済団体（5団体）へ実施した。 （イ）　高校生向け企業説明会の開催 採用選考前の支援として、7月と8月に計10回、福島・郡山の新卒応援ハローワークにおいて高校生向け企業説明会を開催。参加企業73社に対し、述べ769名の高校生が参加した。 （ウ）　積極的な求人確保の推進 各ハローワークより県内37の経済団体、事業主団体へ求人確保要請を行うとともに、今年度求人が未提出の事業所を中心に、電話や訪問による求人開拓を実施した。 （エ）「学卒応援新型コロナ対策プラン」の実施 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンライン面接への対応や就職活動時期の変更など、例年にない就職活動を余儀なくされている学生に対し手厚い支援を行うため、労働局からハローワークに向けて就職面接会や企業説明会など9つのプランを提示し、学生への支援を強化している。 さらに、ハローワーク職員向けのオンライン面接対策研修やメールマガジンの配信などを行うことにより、労働局、ハローワークが一体となり学生への支援を行っている。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 ２　職業安定担当部署の重点施策 （３）　新規学校卒業者の就職支援 　イ　新規大卒者等に対する就職支援	（ア）　各大学等との連携（８月末現在） 〇学生との相談を目的とした各大学等への訪問　39回、学生との相談261件 〇各大学等において実施した就職支援セミナー等　６回、参加人数168人 （イ）　大卒等就職面接会の開催 〇労働局開催（計４回、開催日：7/20, 7/21, 8/17, 8/18） 参加企業　241社、参加学生　233名（４回計） 〇委託事業開催（計４回、開催日：8/7, 8/22,9/9,9,24） 参加企業　79社　参加学生等　57名（４回計） （ウ）　就職支援ナビゲーターによる新卒・既卒者等への支援（８月末現在） 〇就職支援ナビゲーターによる令和３年３月新規学卒者との相談1,472件 〇就職支援ナビゲーターによる既卒者等との職業相談1,973件、就職者数615人 （エ）「学卒応援新型コロナ対策プラン」の実施（再掲） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンライン面接への対応や就職活動時期の変更など、例年にない就職活動を余儀なくされている学生に対し手厚い支援を行うため、労働局からハローワークに向けて就職面接会や企業説明会など９つのプランを提示し、学生への支援を強化している。 さらに、ハローワーク職員向けのオンライン面接対策研修やメールマガジンの配信などを行うことにより、労働局、ハローワークが一体となり学生への支援を行っている。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （4）　子育てする女性等に対する雇用対策の推進	（ア）　マザーズコーナーでの取組 ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山に設置されているマザーズコーナーにおいて、キッズコーナーの併設等子育て中の女性等が来所しやすい環境を整備するとともに、仕事と子育てを両立しやすい求人の確保や専門相談員による相談・情報提供を推進し、就職支援の充実を図った。 〇令和2年度（第1・四半期）の実績 新規求職者数　681人（前年同期　996人） 就職者件数　265人（前年同期　404人） （イ）　マザーズコーナーにおける求職者担当者制の実施 子育てしながら早期の就職を希望する者等を重点支援対象者及び求職者担当者制として各種就職支援を行った。 〇令和2年度（第1・四半期）の実績 担当者制支援による重点支援対象者数　250人（前年同期　310人） 上記支援対象者の就職者数　229人（前年同期　297人） 上記支援対象者の就職率　91.6%（前年同期　95.8%） （ウ）　就職支援セミナーの実施 令和2年8月末現在、新型コロナウイルス感染症の影響によりマザーズコーナー利用者向け就職支援セミナーは開催出来ていないが、感染防止対策を講じ今後開催に向けて準備している。 （エ）　就職支援協議会の開催 「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会（7／3）」及び「地域子育て女性等の就職支援協議会（福島9／30、会津若松9／24、郡山7／29）」を開催し、自治体等関係機関と情報共有・意見交換等を行った。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （5）　高齢者の雇用対策の推進	（ア）　65歳以上の高年齢求職者に重点を置いた就職支援の実施 平成28年4月からハローワーク福島、平成29年4月からハローワークいわき、平成30年4月からハローワーク郡山、平成31年4月からハローワーク会津若松、更に令和2年4月からはハローワーク白河に「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上の高年齢求職者に重点を置いた就職支援を実施している。 〇65歳以上の就職件数（生涯現役支援窓口） （令和2年4月～8月の実績）　（前年度4月～8月実績） 年間目標　400件　年間目標　305件 就職件数　171件　就職件数　196件 目標進捗率　42.8%　目標進捗率　64.3% （イ）　高年齢者雇用状況報告書に基づく違反企業の把握及び指導の実施 ・県内に主たる事業所を置く従業員30人以上の企業（2,657社）に対し、本省から調査を実施した。 ・ハローワークに提出のあった雇用状況報告書により違反企業の把握を行い、高年齢者雇用確保措置を講ずるよう随時指導を実施した。 （ウ）　高年齢者雇用アドバイザー（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が委嘱・配置）と連携した指導 ・高年齢者雇用確保措置等の指導のため、高年齢者雇用アドバイザーが事業所訪問を行った結果を、ハローワークの雇用指導官にフィードバックし情報の共有を図った。 ・6月10日及び8月20日に福島労働局職業対策課高齢者対策担当官と高年齢者雇用アドバイザー等との合同会議を開催し、意見交換等により連携を深めた。 （エ）　ハローワーク利用時や事業所訪問時の指導 ハローワーク窓口における求人申し込み時及び助成金申請時等並びに事業訪問時等において、違反企業の指導を随時実施した。

行政運営方針	上半期の主な取組
P46からつづく （5） 高齢者の雇用対策の推進	（オ） 令和元年度違反企業 令和元年6月1日現在の高年齢雇用状況報告に基づく高年齢者雇用確保措置未実施事業所は8事業所であったが、指導の結果、令和2年4月末に解消した。 （カ） 生涯現役促進地域連携事業への応募勧奨 地方公共団体に対し、生涯現役促進地域連携事業への応募を勧奨した。
（6） 障害者雇用対策の推進 ア 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援	（ア） 職場適応支援者の派遣 県内の国家、地方行政機関において採用した障害者の職場定着を図るため、本年4月から職業対策課に配置された「職場適応支援者」の派遣について、ハローワーク及び県内障害者就業・生活支援センターを通して周知、活用を促した。 〇上半期支援開始者数 国の機関 4名 地方公共団体 2名 計 6名 （イ） 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の開催 今年度から初の試みとなる「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習」の開催を予定している。 〇講習開催予定日 第1回 令和2年11月5日（木）～6日（金）の2日間 第2回 令和3年1月27日（水）～28日（木）の2日間 （ウ） 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（公務部門）の開催 例年、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（公務部門）を開催していたが、今年度については、まだ未定である。 （エ） 地方公共団体等の「障害者活躍推進計画」 地方公共団体等の「障害者活躍推進計画」について、106団体中69団体が上半期で各市町村サイトに掲載・公表を行った。未だ未公表の団体に対しては、早急な掲載を依頼している。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （6）　障害者雇用対策の推進 イ　中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化	・　雇用率未達成企業の中から、障害者雇用ゼロ企業や不足数1人企業を重点指導企業として選定し集中的に指導する取組を、「指導に GO！」とし、実施している。 　指導の際は、各種助成金や関係機関と連携した「チーム支援」等の支援メニューの中から、企業の実情に応じて具体的に提案した上で、指導することとしている。
ウ　多様な障害特性に対応した就労支援の強化	（ア）　精神障害者・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催 今後、下記の日程で開催を予定している。 〇各所開催予定日 福島所　11月27日（金）　コラッセふくしま いわき所　11月6日（金）　いわき産業創造館 郡山所　11月9日（月）及び11月12日（木）　郡山所セミナールーム （イ）　難病患者就職サポーターによる就職支援 難病患者就職サポーターをハローワーク福島に配置し、窓口だけでなく幅広い地域での出張相談に対応できるようにしている。
エ　障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主の支援の充実	・　各ハローワークの求人受理窓口において、事業主に対しリーフレット「雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました」を配布、障害者の募集、採用に当たって障害者の差別、合理的配慮の提供を随時呼びかけている。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （7）　配慮を必要とする者等への就職支援 ア　生活保護受給者等対策の推進	（ア）　生活保護受給者等の就労支援 a　生活保護受給者等就労自立促進事業 生活保護受給者等就労自立促進事業により、地方自治体と連携の上、生活困窮者を含む生活保護受給者等に対して、ハローワークの就職支援ナビゲーターによる担当者制の就労支援を行った。 b　ハローワーク担当者向け資料の作成 ハローワーク担当者向けに「生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修資料」を作成し、令和元年度の事業結果の分析と令和2年度の目標値について共有を図った。 c　福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の開催 福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会を書面開催し、令和2年度の事業業実施計画等について、国・県・県社会福祉協議会による協議を実施した。 〇事業実施状況（令和2年8月末現在） 支援対象者（年間目標）　1,320人　（前年度　1,420人） （8月末現在）　728人（進捗率55.2%）　（前年同期　828人） 就職者数　（年間目標）　878人　（前年同期　951人） （8月末現在）　482人（進捗率54.9%）　（前年同期　495人）

行政運営方針	上半期の主な取組
P49からつづく ア　生活保護受給者等対策の推進	（イ）　刑務所出所者等の就労支援 刑務所出所者等就労支援事業により、矯正施設及び保護観察所と連携の上、ハローワークの就職支援ナビゲーター等による担当者制の就労支援を行った。 また、福島刑務所及び福島刑務支所に就職支援ナビゲーターを各1名ずつ、週1日駐在させる等により、刑務所在所中に就職先が決定できるよう支援を行った。 〇事業実施状況（令和2年度第1・四半期） 矯正施設　：支援開始者数　　15人（前年同期13人）、 在所中の就職件数　4件（前年同期 0人） うち紹介就職件数4件 保護観察所：支援開始者数　　12人（前年同期23人）、 就職件数　7件（前年同期12件） うち紹介就職件数6件（前年同期 4件）
イ　若年無業者等の社会的・職業的自立のための支援の推進	・　地域若者サポートステーションと連携を図り、若年無業者等の就職支援及び定着支援を行った。また、学校中退者等に対して学校及び地域若者サポートステーション等関係機関連携を図りながら切れ目ない就職支援を行った。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （7）　配慮を必要とする者等への就職支援 ウ　がん患者等長期療養者支援	（ア）　長期療養者への就職支援 がん患者の5年後の生存率が60%以上まで向上している状況の中、がん・肝炎・糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら生きがいや生活の安定のために就職を希望する者（長期療養者）に対する就職支援を推進を図っている。 （イ）　専門相談員の配置 県内では平成28年度からハローワーク福島、平成31年度からハローワーク郡山に専門相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、がん診療連携拠点病院等（福島所：福島県立医科大学附属病院、郡山所：坪井病院・太田西ノ内病院）と連携したがん患者等（長期療養者）に対する就職支援事業を実施している。 （ウ）　主な就職支援等 ＊病院等への出張相談（福島：毎週水曜日、郡山：第1・2木曜日） ＊個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談や職業紹介 ＊長期療養者の希望する労働条件に応じた求人開拓、求人条件緩和指導 ＊就職後の職場定着支援 ＊連携先拠点病院等と連携した事業主向けセミナーの開催　等 〇令和2年度（第1・四半期）までの実績（福島・郡山） 相談件数　129件（前年度　98件） 紹介件数　34件（前年度　30件） 就職件数　13件（前年度　7件） ※疾患別就職件数 ・がん等悪性　9件（前年度　4件） ・肝炎等の肝疾患　0件（前年度　1件） ・糖尿病　0件（前年度　2件） ・その他　4件（前年度　0件）

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （8）　人材確保対策の推進 ア　人材不足分野などにおける人材確保対策	（ア）「人材確保対策コーナー」の設置 福祉・建設・警備・運輸分野等の人手不足が顕著な職種の人材確保支援の専門窓口をハローワーク郡山（H29）、福島（H30）、いわき（H31）に設置している。 〇令和2年度（第1・四半期）の実績 新規支援対象者　412人　（前年同期556人） 就職件数（コーナー紹介）　228人　（前年同期257人） （イ）「人材確保対策推進協議会（令和2年7月17日）」の開催 地方自治体・関係機関・　団体等との人材確保に係るネットワークの構築、情報共有、具体的施策実施の連携を図った。 （ウ）　見学会、面接会、説明会等の開催 対策として、人材不足分野の業界との連携強化に重点を置きながら、以下の見学会、面接会、説明会等のマッチングイベント等を実施した。また、マッチングイベントでは、人材不足分野の実態や魅力等を発信することにより潜在求職者の開拓・求職者への応募勧奨等に取り組んだ。なお、未充足求人に対する条件緩和・仕事内容欄の表記見直し等の提案を行うなどのフォローアップを行った。 【マッチングイベント例（4～8月実績）】 〇ハローワーク福島 ＊「はじめての介護・福祉」就職支援セミナー（開催　1回　参加者　6名） ＊警備関係職場説明会（開催　1回　参加者　27名） ＊運輸業ミニ面接会（開催　1回　参加者　18名） 〇ハローワーク郡山 ＊介護関係相談会（開催　2回　参加者数　30名） ＊看護関係相談会（開催　3回　参加者数　4名）

行政運営方針	上半期の主な取組
P52からつづく ア　人材不足分野などにおける人材確保対策	（エ）　医療・福祉分野（介護・保育職種）の取組 ａ　福島県福祉人材センターと連携 ・「福祉の職場WEB説明会」を後援し、労働局及び厚生労働省ホームページで周知広報した。 ・各ハローワークにおいて、「福祉の仕事就労支援セミナー及び相談会」を開催した。 開催数　41回 、参加者数　合計142名（令和2年8月末現在） ※新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーは6月まで、相談会は5月まで中止した。 ｂ　福島県ナースセンターとの連携 ・人材確保対策コーナーにおいて、求職及び求人情報を共有化し就職支援を実施した。 支援対象求職者数 23件、就職件数9件（令和2年6月末現在） 支援対象求人件数 33件、充足件数5件（令和2年6月末現在） ・各ハローワークにおいて福島県ナースセンターによる巡回相談を実施した。 開催数　22回 、参加者数　合計72名（令和2年8月末現在） ※新型コロナウイルス感染症の影響により、5月まで中止した。 ｃ　各種会議への出席 以下の会議への出席により、関係機関とネットワークを構築し、相互の施策に対する理解促進、情報や課題の共有を図った。 ＊福島県ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議（令和2年7月17日） ＊福島県ナースセンター事業運営委員会（令和2年8月3日） ＊令和2年度介護労働懇談会（令和2年8月28日） ＊令和2年度保育人材対策連絡会（令和2年8月31日）

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （8）　人材確保対策の推進 　イ　外国人材受入れの環境整備	（ア）　外国人労働者の適正な雇用管理の確保 　a　雇用管理指導の実施 　新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、例年6月に実施する「外国人労働者問題啓発月間」を秋以降に延期した。また、雇用管理指導は事業所訪問を延期し、窓口来所時や電話を中心とした雇用管理指導を実施した。 　b　相談体制の確保 　各ハローワークの雇用指導官の外、労働局に配置する外国人雇用管理アドバイザーを1名増員して2名体制とし、相談体制を強化した。 　c　雇用管理セミナーへの講師派遣 　福島県主催「外国人材活用セミナー」へ労働局職員を講師派遣し、外国人雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発を行った。（3回：9／9、9／16、9／23） （イ）　ハローワークにおける多言語相談支援の実施 ・ハローワーク郡山の外国人雇用サービスコーナーに通訳員を継続して配置した。 ・令和2年度2次補正予算により、ハローワーク福島に通訳員の配置を予定している。 ・通訳員未配置所においては、多言語コンタクトセンターを活用した相談を実施した。 ・多言語翻訳機を全ハローワーク（出張所除く）整備し、相談業務に活用した。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （9）　地域雇用対策の推進 　ア　地方自治体と一体となった雇用対策の推進	・　全国ネットワークの求人・求職情報の提供により、労働市場全体としてのマッチング機能の強化と地方自治体が行う雇用対策の充実のための環境整備を図っている。 【求人情報オンライン提供】 〇令和2年8月末時点で16団体（※1）が利用 （※1） ＊特定地方公共団体・・・7団体 ＊地方自治体自ら無料職業紹介を行わず、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う場合・・・2団体 ＊職業紹介事業を行わない地方自治体のうち、就職のための各種支援を周知・広報などすることを目的として求職者へ働きかけを希望する地方自治体・・・7団体 【求職情報オンライン提供】 〇令和2年8月末時点で5団体（※2）が利用 （※2） ＊特定地方公共団体・・・2団体 ＊地方自治体自ら無料職業紹介を行わず、職業紹介事業者に委託して職業紹介事業を行う場合・・・1団体 ＊職業紹介事業を行わない地方自治体のうち、就職のための各種支援を周知・広報などすることを目的として求職者へ働きかけを希望する地方自治体・・・2団体

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （9）　地域雇用対策の推進 　イ　地域雇用対策の推進	（ア）　地域雇用活性化推進事業の応募勧奨 令和元年度、当該事業に前向きな意向を示した市町村（いわき市、伊達市）に、進捗状況を確認し、引き続き事業提案に向け勧奨を行う。 （イ）　福島広域雇用促進支援協議会との連携 県内5か所で開催された、福島広域雇用促進支援協議会主催の「雇用に係る支援制度研修会」において、助成金制度の周知・説明を行った。 ※開催日程：7/7、8、22、8/3、4　参加事業所：103社

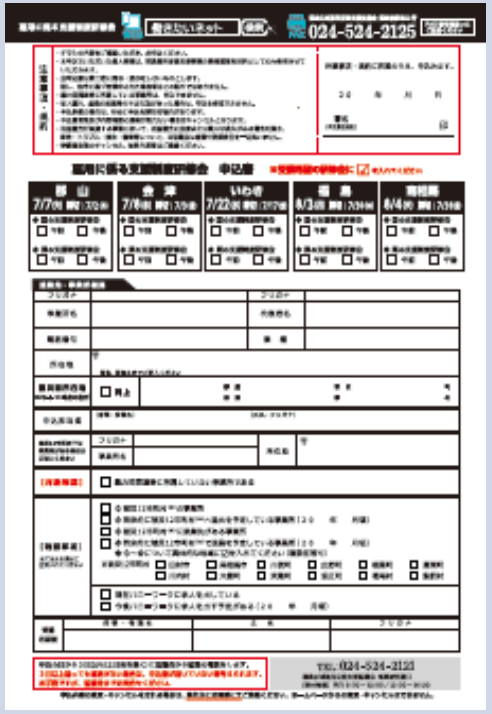

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （10）　労働力需給調整事業の適正な運営の推進 ア　労働力派遣事業関連	（ア）　平成30年改正労働者派遣法の周知等 ・労働者派遣事業者に対する定期指導等において、法令を遵守した事業運営について指導を行った。 ・派遣労働者の同一労働同一賃金について、派遣元事業主及び派遣先が、制度について理解するとともに、派遣労働者の待遇見直しを積極的に検討してもらうため、「自主点検表」の活用を周知した。 ・労働者派遣事業報告書に併せて提出された「労働者派遣法第30条の４第１項の規定に基づく労使協定」について、労使協定の内容に法違反がないか点検し、法違反が確認される事業所に対し指導を行った。 （イ）　違法派遣の防止 ・派遣労働者の同一労働同一賃金に係る待遇確保措置に重点をおいた集中的指導監督を実施した。 ・廃止された労働者派遣事業者に対し、無許可派遣を行っていないか、訪問のうえ調査確認を行った。
イ　職業紹介事業関連	・　職業紹介事業者に対する定期指導等において、改正職業安定法を遵守した事業運営について指導を行った。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （11）　公共職業訓練の推進及び職業能力開発への支援 ア　地域のニーズを踏まえた公的職業訓練（ハロートレーニング）の実施	（ア）　地域ニーズを踏まえた訓練計画に基づく訓練コースの設定 【今年度の公的訓練計画】 〇離職者訓練　3,000人　委託訓練　1,502人（年度跨ぎを含むと1,710人） 施設内訓練　748人 求職者支援訓練　750人 〇在職者訓練　3,289人、学卒者訓練　210人、障がい者訓練　77人 令和3年度の訓練計画については、9月28日開催の福島県地域訓練協議会ワーキングチーム会議において、本年度における進捗状況及び地域の産業ニーズを踏まえた職業訓練内容の検討を実施し、取りまとめのうえ、11月5日開催の福島県地域訓練協議会に報告し、策定準備を進める。 （イ）　福島県及び機構福島との連携 公的職業訓練運営担当者会議を開催し、訓練内容について検証した。（6/4） （ウ）　公的職業訓練（ハロートレーニング）の周知 ａ　労働局ホームページへの掲載 労働局ホームページに、県内すべての職業訓練コース等の情報を掲載し、広く周知を図った。 ｂ　訓練施設説明会の開催等 ハローワークにおいては、訓練施設説明会を実施したほか、職業訓練情報の所内掲示・配架、自治体・スーパー・コンビニ等に配架し周知を図った。 ｃ　ハロートレーニングメディアツアーの実施 10月17日、福島県主催のテクノフェア（福島県ロボットテストフィールド）において、ハロートレーニングアンバサダー（AKB48チーム8）2名に「1日労働局長」を委嘱し、職業訓練体験をすることを通して、報道機関及び来場する高校生に広く周知広報を実施する。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （11）　公共職業訓練の推進及び職業能力開発への支援 イ　公的職業訓練への適切な受講あっせん	（ア）　職業訓練関係業務担当者会議（各ハローワークの事業担当職員を参集）による指示 5月22日に開催した上記会議において、ジョブ・カード等を活用した適切な訓練コースへの誘導及び訓練修了者への相談、求人部門と連携した就職支援について各ハローワークに指示した。 （イ）　職業訓練の周知 ・県民に広く周知するため、労働局ホームページに訓練情報を掲載した。 ・求職者等に周知するため、3カ月ごとにハロートレーニングスケジュール～離職者訓練実施予定一覧～を作成し、福島県、機構福島支部、各ハローワークへ提供した。 ・追加募集等あった場合は、都度、ホームページを更新のうえ、各ハローワークに情報提供した。
ウ　公的職業訓練修了者の就職支援	（ア）　求人情報の提供 訓練受講者への情報提供のため、すべての訓練実施機関へ各ハローワークにおいて前日受理した県内の求人一覧表を作成し送付した。 （イ）　訓練修了前の職業相談 訓練修了1か月前の時点で未内定者全員に対し、ハローワークに来所を求め、最新の求職者ニーズやスキルに沿った求人票の提供などによる職業相談を行った。 （公共職業訓練及び介護労働講習） （ウ）　担当者制による個別支援 訓練修了1カ月前相談時点から、担当者制により求人情報、就職支援セミナー、キャリアコンサルティングなどの手厚い個別支援を行った。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 2　職業安定担当部署の重点施策 （11）　公共職業訓練の推進及び職業能力開発への支援 エ　ジョブ･カード制度の推進	（ア）　目標達成のための取組の強化 ジョブ･カード取得者数の目標値の達成に向けた取組の強化及び確実な実行のため、「ジョブ・カード“もっと使おう”大作戦！」season2を実施し、労働局、ハローワーク及び福島県地域ジョブ･カード運営本部会議の各構成団体が一体となり、新ジョブ･カード制度のなお一層の推進を図った。 （イ）　その他の取組 ・ジョブ･カード制度担当者連絡会議を開催した。 （福島労働局･ハローワーク福島･福島キャリア形成サポーターセンターの三機関。） ・事業主や学生等に対する周知･広報を行った。 ・福島県地域ジョブ･カード運営本部会議の構成機関･団体等への協力要請を行った。 ・労働局からハローワークへメールマガジンを配信した。（取組に関する各種情報等を掲載） ・ 関係機関が発行する広報誌等へのリーフレットの掲載依頼を行った。 【参考】 〇ジョブ･カード取得者状況 令和元年度目標　4,675人、取得者数（令和2年3月末）　3,693人
オ　教育訓練給付による労働者のキャリア形成支援	・ ハローワークにおいて、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練受希望者に対し、中長期的なキャリア形成の主体的な取り組みを支援するため、ジョブ･カードを活用したキャリアコンサルティングを実施した。

令和2年度 職 業 安 定 部 各 業 務 実 績 一 覧 表

項　　目	目　標 （①） （件）	実　績 （2年8月末現在） （②） （件）	進捗率 （①／②）
①就職件数（常用）	27,361	9,941	36.3
②充足件数（常用、受理地ベース）	26,420	9,676	36.6
③雇用保険受給者の早期再就職件数	7,530	2,410	31.9
④生活保護受給者等の就職件数	878	482	54.9
⑤障害者の就職件数	1,529	564	36.9
⑥就職支援ナビゲーター（旧学卒ジョブサポーター）の支援による正社員就職件数	2,937	729	24.8
⑦ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代（35歳～54歳）の不安定就労者・無業者の件数	1,865	569	30.5
⑧公的職業訓練の修了3か月後の就職件数	1,169	647	55.3
⑨マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	93.4%	91.6%	−1.8P
⑩正社員求人数	77,620	30,338	39.1
⑪正社員就職件数	13,115	4,800	36.6
⑫人材不足分野の就職件数	6,933	2,710	39.1
⑬生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	400	171	42.7

※　目標値については、前年度等の実績値及び雇用失業情勢等を踏まえ設定。（原則として、前年度実績値、実績率以上を設定。）
※　③については、令和2年7月末現在の実績。
※　⑨については、令和2年6月末現在の実績。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 3　雇用環境・均等担当部署の重点施策 （1）　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策等の推進	・　男女雇用機会均等法履行確保のための事業所に対する訪問指導（同法第29条に基づく報告の徴収）を行った。 〇男女雇用機会均等法関係訪問指導件数25件
（2）　育児・介護休業法の確実な履行に向けた適切な指導等	・　育児・介護休業法の履行確保のための事業所に対する訪問指導（同法第56条に基づく報告の徴収）を行った。 〇育児・介護休業法関係訪問指導件数25件
（3）　総合的ハラスメント対策の一体的実施	・　ハラスメント特別相談窓口を設置し労働者からの相談に迅速に対応する体制を整備した。労働者からの相談の結果、法違反の疑いがあれば報告徴収を実施するなど積極的な事業所指導を行うこととしている。 　また、労働者からの紛争解決援助の申出があった場合には、あっせん・調停等による解決を図った。 【参考】　令和元年度　相談件数　　いじめ・嫌がらせ　1,786件 セクシュアルハラスメント　119件 いわゆるマタニティハラスメント　160件
（4）　個別労働紛争の解決の促進 ア　総合労働相談コーナーの適切な運営	（ア）　総合労働相談コーナーへの労働相談 　総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争に係る労働相談に対して適切な対応を実施した。 【参考】令和元年度相談件数　17,213件 うち個別労働紛争関係　5,679 件

行政運営方針	上半期の主な取組
P62からつづく ア　総合労働相談コーナーの適切な運営	（イ）　総合労働相談員への研修 総合労働相談員に対する研修を8月31日に実施した。 （ウ）　関係機関との連携 例年、個別労働関係紛争解決制度等を有する関係機関との連携強化を図るため、「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」を開催しているが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本省指示により中止した。
イ　個別労働関係紛争解決促進法に基づく効果的な助言・指導及びあっせんの実施	・　総合労働相談コーナーに対し寄せられた個別労働紛争について、助言・指導およびあっせん制度の適切な説明と、助言・指導申出およびあっせん申請に対する適切な対応を行った。 〇個別労働紛争解決援助 助言・指導申出件数　44件（令和2年9月末現在、速報値） あっせん申請件数　　43件（令和2年9月末現在、速報値）
ウ　男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法関係の紛争解決の援助	・　雇用環境・均等室に寄せられた個別労働紛争について、助言・指導および調停制度の適切な説明と助言・指導申出および調停申請に対する適切な対応を行った。 〇個別労働紛争解決援助 調停申請件数　　2件（妊娠不利益、セクハラ）

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 3　雇用環境・均等担当部署の重点施策 （5）　労働条件の確保・改善対策（周知・啓発） ア　無期転換ルールの周知・啓発及び有期雇用特別措置法の円滑な施行	・　無期転換ルール特別相談窓口を設置し、労働者からの相談に迅速に対応する体制を整備した。 ・　有期雇用特別措置法に基づく計画の認定申請の円滑な処理を行った。 〇有期特措法に基づく第二種計画認定申請状況 申請件数：12件（令和2年9月末現在、速報値） 認定件数：11件（令和2年9月末現在、速報値）
イ　労働法制の普及等に関する取組	・　年度当初（5月）、県内の15の大学等に対し労働法に関するセミナーの開催を依頼した。 〇 セミナー開催実績　　0件
（6）　使用者による障害者虐待事案への迅速・的確な対応	・　労働基準部・職業安定部と連携し、県内の労働基準監督署・ハローワークが把握した、使用者による障害者虐待が疑われる事案へ迅速に対応した。 ・　福島県 保健福祉部 障がい福祉課に対する障害者虐待防止法に基づく通報制度の迅速・適正な運用を行った。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 4　労働保険適用徴収担当部署の重点施策 （1）　労働保険の未手続事業一掃対策の推進	・　労働保険の未手続事業一掃については、令和2年度までに未手続事業を20%解消（平成27年度比）することが目標とされていることを踏まえ、最終年度である令和2年度においては、より一層効率的・効果的な対策の推進に取り組むとしている。 　さらに、労働保険加入促進業務については、平成30年度から3年間委託事業を実施しており、受託者である「全国労働保険事務組合連合会福島県支部」と定期的に「労働保険未手続一掃対策協議会」を開催し、役割分担を行って進めている。 　この結果、今年度の未手続事業一掃対策の推進に係る年間目標に対する実績（令和2年8月末現在）は、次のとおりとなっている。

	局			受託者		
	目標	結果	達成率	目標	結果	達成率
加入勧奨、手続指導	150	45	30.0%	1,300	184	14.2%
自主成立	70	32	45.7%	610	95	15.6%
新規未手続把握	130	121	93.1%	1,140	116	10.2%
職権成立	10	0	0%			

・　広報活動として、労働局ホームページへの広報文の掲載、署所窓口でのパンフレット等の随時配付、地方公共団体及び事業主団体が発行する機関誌等への掲載依頼を年間を通して行っている。
　県内に本店を置く金融機関が主催する創業支援塾の開講時や、県内全ての保健所が実施する許認可・更新時の講習会において、労働保険の加入に係るパンフレット等の配布について依頼している。また、東北税理士会福島県支部連合会に対して「労働保険未手続事業場の解消に関する協力依頼」を行い、各税理士事務所あてパンフレット等を送付した。
　なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、庁外業務に制約を受けているため、署所への呼出調査や事業場への個別訪問調査については実施できていない状況である。

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 4　労働保険適用徴収担当部署の重点施策 （2）　労働保険料等の適正徴収等 ア　実効ある滞納整理の実施	・　全ての滞納事業ごとに滞納額及び時効による消滅時期等を盛り込んだ一覧表を毎月更新し、債権保全と効果的な滞納整理の実施に活用している。また、定期的に管理者を含めた滞納事案検討会を開催し今後の方針等について協議している。 ・　滞納事業については電話と文書による納付督励を行うことを原則とし、納付督励に一度も反応が無い等個別事情がある場合は適宜臨戸訪問を実施している。 ・　過年度の滞納金については、時効消滅防止のため債務承認書を徴するとともに、納付計画書を徴し計画的納入を図っている。 ・　納付資力がありながら納付督励に応じない滞納事業については、預貯金等の差押えを実施している。納付資力がない滞納事業については執行停止等を実施している。 ・　滞納額が100万円以上及び複数年度にわたって滞納している滞納事業、滞納額 が300万円以上の労働保険事務組合に対しては、滞納整理を優先的に実施している。 〇前年同期との比較（令和2年8月末現在） ※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険の年度更新の申告・納付期限が令和2年8月31日まで延長されるとともに、納付猶予の特例が新設されたことが徴収決定額・収納額の低下に反映した。

	令和2年度	令和元年度	前年度比
保険料徴収決定額	254億8570万円	289億6558万円	▲34億7988万円
保険料収納額	81億4870万円	92億9223万円	▲11億4353万円
保険料収納率	31.97%	32.08%	▲0.11%
全国平均収納率	26.56%	31.57%	▲5.01%

行政運営方針	上半期の主な取組
労働行政の重点施策 4　労働保険適用徴収担当部署の重点施策 （2）　労働保険料等の適正徴収等 イ　実効ある労働保険料算定基礎調査の実施	・　以下の事業場等を選定し、令和2年11月から翌年1月末の間で実施する予定である。 ①賃金不払が署の指導により是正された事業場 ②雇用保険の遡及取得された事業場 ③未手続き中の災害発生事案 ④パートタイム労働者が多い業種（販売、医療福祉、製造、宿泊、飲食、サービス） ⑤常時使用労働者数と雇用保険被保険者数に著しい差がある事業場　　等
（3）　電子申請の更なる利用促進	・　年度更新時期に、体験を契機としてその後の継続的な電子申請の利用につながるよう、電子申請利用促進相談員を活用した「電子申請体験コーナー」を労働局執務室内に設置した。 ・　電子証明書を取得している社会保険労務士が5割（推計）に留まっていることから、福島県社会保険労務士会、全国労働保険事務組合連合会福島支部あて文書による利用促進を依頼した。 ・　資本金、出資金等の額が1億円を超える法人等については、令和2年4月1日以降に開始する事業年度から順次、電子申請が義務化されることから、周知用リーフレットの労働局ホームページへの掲載、署所受付窓口等での配布・掲示等の広報を行った。

行政運営方針	上半期の主な取組
地方労働行政の展開に当たり留意すべき基本的事項 1　計画的・効率的な行政運営及び綱紀の保持 （1）　計画的な行政運営	・　3月に福島地方労働審議会の意見を聴いた上で策定した「令和2年度福島労働局行政運営方針」に基づき各行政を運営した。
（2）　行政事務の簡素合理化と業務運営の重点化・集中化	・　令和2年7月29日に福島労働局事務簡素合理化委員会を開催し、先に開催された総務、労働基準、職業安定、雇用環境・均等の4つの専門部会で検討された77件の検討事案及び2件の前年度継続事案について検討を行った。下半期においても令和3年1月に第2回の事務簡素合理化委員会の開催を予定しており、行政事務の効率化を図る。
（3）　綱紀の保持	・　会議等の場を通じて、交通安全の徹底、不祥事案の防止等について、各課室長及び各署所長に指示したほか、所属における内部研修等を推奨し、非違行為の発生防止、綱紀保持の徹底を図っている。

行政運営方針	上半期の主な取組
地方労働行政の展開に当たり留意すべき基本的事項 2　地域に密着した行政の展開 （1）　地方公共団体との連携	（ア）　福島県等との雇用対策協定締結による連携 雇用対策協定を締結している、福島県及び福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市、伊達市との運営協議会を開催し、重点的に取り組む課題や目標を確認した。 〇令和2年度雇用対策協定運営協議会実施状況 福島県　4月、9月（書面開催） 南相馬市　9月23日 会津若松市　9月24日 福島市、伊達市　9月30日 郡山市　10月5日 いわき市　10月8日 （イ）　労働行政の情報提供等 雇用対策協定を締結している福島県及び6市や市町村会に、毎月、雇用失業情勢や法令の施行等の労働行政の情報を提供した。
（2）　労使団体等との連携	（ア）　各種会議を活用した連携 「福島地方労働審議会」や「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」を活用し、労働行政に対する公政労使の意見を把握した。 （イ）　労働行政の情報提供等 福島地方労働審議会委員や福島県魅力ある職場づくり推進協議会構成員に、毎月、雇用失業情勢や法令の施行等の労働行政の情報を提供した。

行政運営方針	上半期の主な取組
地方労働行政の展開に当たり留意すべき基本的事項 2　地域に密着した行政の展開 （3） 積極的な広報の実施	（ア） 定例報告会の開催 毎月、報道機関に対する定例報告会を開催し、雇用失業情勢について発表するほか、法令の施行、イベント・行事等について説明した。 （イ） 経済団体等及び地方公共団体への広報 メール等にて、定例報告会の資料や新型コロナウイルス感染症の支援策等の情報を随時提供し、広報誌等への掲載により傘下の企業等へ周知いただくよう依頼した。 （ウ） ホームページの活用 最重点施策や重点施策に関するセミナー、各種認定式・表彰式、働き方改革に関する取組を積極的に行う県内企業の取組等について、労働局ホームページを活用して県内に広く発信した。

行政運営方針	上半期の主な取組
地方労働行政の展開に当たり留意すべき基本的事項 3　行政文書及び保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応 （1）　行政文書の適正な管理	・　公文書管理に関するeラーニングを全職員を対象に受講させ、適正な管理について、９月に研修を実施した。 ・　本省地方課通知「新型コロナウイルス感染症に係る事態に係る文書の作成・保存について」を５月に各所属あて通知し、共有すべき歴史的に重要な政策事項となり得る行政文書の管理について周知徹底を行った。
（2）　保有個人情報の厳正な管理	（ア）　個人情報漏えい防止マニュアルに基づく取組 ４月～５月にかけて「福島労働局個人情報漏えい防止マニュアル」に基づき、各課室及び各署所の全職員に対する研修を実施し、本人確認の徹底、郵便封入時に封入・封緘を別の者が行うなどの対策を講じた。 仮に文書の誤交付等により個人情報が漏えいした（するおそれがある）場合には、速やかに誤交付した文書を回収するなど初期対応を行うとともに再発防止策を実施している。 また、労働局でも個人情報漏えい事案が発生した場合には、各課室及び各署所に対し個人情報漏えいの防止の徹底を指示している。 （イ）　情報セキュリティの確保 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」に基づき、各自の役割の応じた情報セキュリティ対策の実施状況に係る自己点検を全職員が８月に実施した。さらに、情報セキュティに関する eラーニング（個人情報が含まれる情報の取扱い、ウィルス感染が疑われる場合の対応等）を全職員が９月に受講した。

行政運営方針	上半期の主な取組
地方労働行政の展開に当たり留意すべき基本的事項 4　災害対応の実施強化	（ア）　福島労働局防災業務・業務継続に関する実施要領の策定 ・標記実施要領を策定し職員へ周知し、防災業務・業務継続に向けた取組みについて災害発生時に活用できるよう共有化を図った。 ・災害時に安否確認システムが有効に稼働できるよう、全職員対象に確認訓練を定期的に実施した。 ・標記実施要領に基づき、全職員の緊急連絡先を確認のうえ、部署ごとに緊急連絡網を年度当初に作成し、早期連絡及び災害情報・避難情報等が迅速に提供できるよう努めている。 （イ）　新型コロナウイルス感染拡大防止への取組み ・新型コロナウイルス感染拡大防止に係る福島労働局の基本方針を策定し、職員の感染拡大防止行動や体調不良となった場合の対応、外出自粛要請があった場合の人員体制の確保等について定めるとともに、全職員への周知・徹底を図った。 ・感染拡大防止のためマスク着用、手洗い、うがい、消毒、換気の勧奨を施設に掲示し、職員及び利用者へ周知を行った。 ・職員及び利用者への感染防止のため、施設にアルコール消毒液を設置するとともに、窓口にはパネル等を設置し、対応する職員にはマスク着用を義務付けた。 ・感染拡大防止を図るため、会議等を自粛し、やむを得ず開催する場合は、密集・密接・密閉の三密を避けるため、参加人数を最小限とし、距離の確保や換気に努め実施した。